

# 一般社団法人北海道市場協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は一般社団法人北海道市場協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会の事務所は札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は北海道内における卸売市場の健全なる育成強化を図り、もって生鮮食料品流通の円滑化と価格の安定に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 卸売市場整備基本計画の推進
- (2) 卸売市場機能強化対策の推進
- (3) 官公庁の政策的補助事業の実施
- (4) 食品の安全・安心対策の推進
- (5) 生鮮食料品流通情報事業の実施
- (6) せり人資格認定試験及び研修の実施
- (7) 会員の健全な発展を図るための、研修会及び調査研究会等の実施
- (8) 会員相互及び関係団体との連絡調整に関する事項の実施
- (9) 卸売市場融資申込み業務の実施
- (10) 機関紙等の発行
- (11) その他本協会の目的達成に必要な事業

(事業区域)

第5条 本協会の事業は、北海道内において行うものとする。

## 第3章 会 員

(構成員)

第6条 本協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本協会の事業に賛同して入会した卸売市場
  - (2) 特別会員 北海道内における中央卸売市場及び地方卸売市場の開設者等で本協会の目的に賛同し、入会した団体
- 2 前項の正会員及び特別会員をもって、一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第7条 本協会の会員になろうとするものは、理事会において別に定める加入申込書による申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 会員は本協会の事業活動に経常的に生じる費用に当てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める会費賦課基準に基づく額を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、これを返還しないものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するにいたったときは、会員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を失う。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員の卸売市場が廃止したとき。

## 第4章 会員総会

(構成)

第12条 会員総会は、すべての正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画並びに収支予算の承認
- (5) 事業報告並びに収支決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (8) 解散及び残余資産の処分
- (9) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 会員総会は、定時会員総会として、毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議 長)

第16条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は会員1団体につき1個とする。

(決 議)

第18条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 会員は、法令の定めるところにより、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員または代理人は、代理権を証明する書面を協会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会毎にしなければならない。

3 第1項の会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、あらかじめ、用いる電磁的方法の協会の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第20条 会員は、理事会でその旨の決議があつたときは、法令の定めるところにより、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

2 前項の規定による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の招集通知に記載された議決権行使の期限までに行わなければならない。

3 前項の規定により書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に参入する。

(議事録)

- 第21条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が記名押印するものとする。

## 第5章 役員

(役員の設定)

- 第22条 本協会に次の役員を置く。
- (1) 理事 30名以上 36名以内
  - (2) 監事 4名以内
- 2 理事のうち会長を1名、副会長を5名以内とする。専務理事1名、常務理事1名を置くことができる。
  - 3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とし専務及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第23条 理事及び監事は、会員及び学識経験者のうちから、会員総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副会長は会長を補佐し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を執行する。
  - 4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める基準に基づき報酬等を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、会員総会の議決を経て会長が別に定める。

(顧問及び相談役等)

第29条 本協会に顧問及び相談役並びに参加を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、本協会に特に功労のあった者又は斯業に関し学識経験のある者を理事会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役は、重要事項につき会長の諮問に応える。

4 参加は地方卸売市場開設者である特別会員の中から理事会の承認を経て会長が委嘱する。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前条第2項の規定により招集された理事会の場合は、副会長が議長に当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

## 第7章 委員会等

(委員会)

第36条 本協会に経営委員会を置く。

2 委員会は、市場経営対策及び基金等の円滑な推進を審議する。

3 委員会は、この定款に規定するものの外、会長が附議した事項を審議する。

4 委員は会長が理事会に諮り、これを委嘱する。

(委員の選任)

第37条 委員は、理事及び学識経験者のうちから、理事会の決議によって、選任する。

(任期)

第38条 委員の任期は、2年以内とする。

(議長)

第39条 委員会の議長は、委員の中から選定する。

(決議)

第40条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を以って決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

2 委員会の決議は、理事会の決議事項とならない。

(部会)

第41条 本協会に部会を置くことができる。

2 本協会に水産物産地市場部会、青果市場部会、花き市場部会及び公設市場部会等を設け、各専門事業を研究、推進指導する。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 公益目的支出計画実施報告書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、3号、第4号及び第5号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号及び3号の書類については、その内容を報告し、第4号及び第5号の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 事務局等

(事務局及び職員)

第45条 本協会に事務を処理するために事務局を置き、事務局長及び職員若干名を置く。

- 2 事務局に関する規程は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第10章 基金

(基金の拠出)

第46条 本協会は、会員に対し、一般法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第47条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規定によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第48条 本協会は、第48条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、本協会は次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

- 3 本協会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入れ及び信託することができないものとする。

(基金返還の手続)

- 第49条 基金の返還は、定時会員総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。
- 2 前条第2項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議により定めるものとする。

## 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第50条 この定款は、会員総会の決議によって、変更することができる。

(解散)

- 第51条 本協会は会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

- 第52条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 本協会は、剰余金の分配を行う事ができない。

## 第12章 公告の方法

- 第53条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は佐藤 裕及び専務理事川村 将官とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款変更は平成24年6月1日から施行する。
- 5 この定款変更は平成29年6月1日から施行する